**ゆざわ小町商工会よりお知らせ**

R6.4月

**秋田県産品テスト販売制度について**

**秋田県では、販売力の強化や商品の改良に繋げていくことを目的として、秋田県のアンテナ**

**ショップや協力店舗での秋田県産品テスト販売制度を実施しています。ぜひご活用ください。**

**【対象者】　秋田県内に主たる事業所を有する企業、組合、各種団体、個人**

**【対象商品】　①秋田県内で生産された農林水産物**

**②農林水産物以外の商品については、原則として、申請事業者が**

**秋田県内で製造した商品であること。**

**※テスト販売の条件**

**・同一規格商品の生産及び継続販売が可能であること。**

**・食品については、食品表示法、景品表示法及び米トレーサビリティ法**

**等の各法令の内容に適合し、適正な表示がなされていること**

**・希望店舗において、これまでに取扱い実績がない商品であること。**

**・常温、冷蔵、冷凍の保存の別を問わず、5日以上の賞味期限が**

**設定されていること。**

**・酒類販売を希望する場合は、販売する酒類に応じた酒類卸売業免許**

**を取得していること**

**・同一年度内に申請できる商品数は1事業者当たり3商品まで。**

**【対象店舗】　・秋田県東京アンテナショップ「あきた美彩館」　（東京都港区高輪）**

**・「あきた県産品プラザ」（秋田県秋田市中通）**

**・「秋田ふるさと館」（東京都千代田区有楽町）**

**・「秋田空港おみやげ広場あ・えーる」（秋田県秋田市雄和）**

**・北東北三県アンテナショップ「みちのく夢プラザ」（福岡県福岡市）**

**■参加をお考えの方は、申込書等の提供、及び詳細等について説明いたしますので、**

**商工会本支所へご連絡ください。**

連絡先：ゆざわ小町商工会

本　所　TEL４２－２１６３　　雄勝支所　TEL５２－３１３７